

平成30年5月25日

▼タイトル

指名競争入札等に係る業者の指名停止について

▼概要

高島市建設工事等指名停止要領に基づき指名停止措置を講じることに決定しましたのでお知らせします。

記

1. 指名停止措置業者 株式会社 ノセヨ
(滋賀県彦根市地蔵町112番地1)
2. 指名停止の理由 指名停止要領第2条 別表第2 第8項(2)
【談合等】
株式会社 ノセヨ(滋賀県彦根市)の当時の代表取締役が、米原市発注の認定こども園に係る電気設備工事の入札において、失格基準価格に関する情報を受けたとして、平成30年4月10日、公契約関係競争入札妨害の容疑で滋賀県警に逮捕された。
このことが、高島市建設工事等指名停止要領第2条別表第2第8項(2)に定める措置要件に該当することから指名停止とする。
3. 指名停止期間 平成30年 5月25日 から
平成31年11月24日 まで(18月間)

▼問い合わせ先

- 所属： 総務部 契約検査課
- 担当： 平井
- 電話番号： 0740(25)8501
- ファックス： 0740(25)8101